

官民境界等先行調査の成果

官民境界等先行調査では、街区の境界線が記載された「街区調査図」と、街区面積等が記載された「街区整理簿」が作成されます。

また、これらの資料と、作成のために実施した測量の成果については、成果品を電子データとして取りまとめ「電子納品成果」として作成されます。



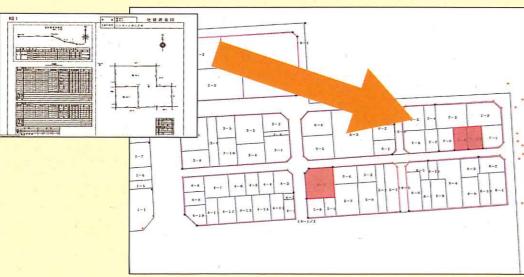
成果の利活用

■後続の一筆地調査を円滑に実施するための資料として

作成された「街区調査図」や「街区整理簿」は、官民境界等先行調査の後に実施される一筆地調査（街区内外の民民・官民境界の調査）において境界を確認するための資料として活用でき、同様に後続の一筆地測量においてもその成果を活用することができます。

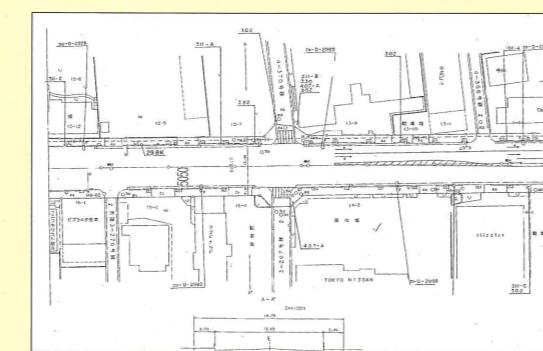
■筆界情報収集のための基礎的図面として

国から無償で提供する地籍情報管理活用ソフトなどを活用し、これから作成される地積測量図のデータを収集し、街区調査図にはめ込み蓄積することで、一筆地調査と同様の成果を得ることができます。

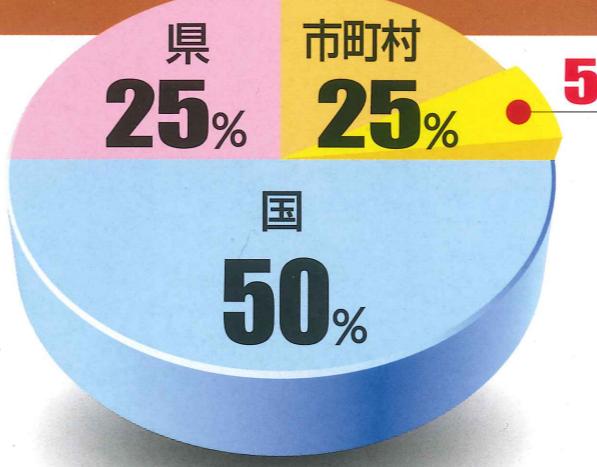


■道路台帳図を作成する資料として

本調査により公共物の敷地の境界が明確になることから、街区調査図と現況図を組み合わせることで、安価に正確な道路台帳図を作成することができます。



地籍調査に対する支援



事業経費について

市町村が調査を実施する場合、調査にかかる費用については、事業費の1/2を国が負担し、残りを都道府県、市町村で均等に負担します。特別交付税が80%交付されますので、

市町村の実質負担は事業費の5%となります。

なお、一般の住民の方々には、費用負担を求めてないことになっています。

地籍調査に関する研修・アドバイザー制度

官民境界等先行調査を含む地籍調査に関する研修は、一筆地調査、測量、不動産登記等の内容について、各都道府県ブロックごとに、担当者の経験度合いに応じて多数開催しています。

具体的には、国においては都道府県・市町村職員を対象に「地方研修会」・「指導者養成研修会」を開催、都道府県においては市町村担当者を対象に各

種説明会、講習会を開催しています。

また、新規着手市町村等に対しては経験豊富なアドバイザーを派遣し調査の進め方や調査体制の整備等に助言する制度も実施しています。

これに加えて、国、都道府県においては、地籍調査に関する市町村の個別の相談に常時応じています。

